

事業評価書（事前）

事務事業名		介護教員養成講習会の実施
事務事業の概要	(1)目的	介護福祉士養成施設の専任介護教員の資質を向上することにより、養成される介護福祉士の資質の向上を図る。
	(2)内容	介護福祉士養成施設の専任介護教員（平成12年度現在約1,400人）に対して、介護福祉学、介護教育方法等についての講習会を全国7ブロックで実施する。 ：予算額（案）： 6百万円
	(3)達成目標	平成15年度からの講習会受講義務化の時点で既に教員である全ての者（約1,400人）が、5カ年の経過措置期間内に講習会を受講する。
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 社会福祉法及び介護保険法の施行による福祉サービスの利用制度化に伴い、より質の高い福祉サービスの提供が求められており、それを支える質の高い福祉人材の養成・確保を図る必要がある。
		〔公益性〕 福祉サービスの中核的な担い手となる介護福祉士の資質の向上を図るものであり、公益性が高いといえる。
		〔官民の役割分担〕 講習会受講義務化の時点で既に教員である全ての者が、19年度までの経過措置期間内に講習会を受講できるようにするため、一時的な受講者の急増に対して必要な措置を国が講じるものである。なお、採用後の能力向上のための研修は業界団体が独自に実施するものとして役割分担を図っている。
評価	(2)有効性	〔今後見込まれる効果〕 質の高い介護福祉士が養成され、良質な福祉サービスの提供に資する。
		〔効果の発現が見込まれる時期〕 19年度までに既存教員の全員の受講が期待され、一定水準以上の教育（養成）につながるものと期待される。
		〔他の類似施策〕〔他省庁分を含む〕 講習会受講義務化の時点で既に教員である全ての者が、19年度までの経過措置期間内に講習会を受講できるようにするものであり、他の類似施策はない。
評価	(3)効率性	〔単年度の費用〕 約6百万円。講習会受講義務化に伴う19年度までの時限措置である。
		〔手段の適正性〕 専任介護教員の資質を向上することにより、養成される介護福祉士の資質の向上を図ることができ、より質の高い福祉サービスの提供につながるなどが期待されるなど、養成講習に要した一定の費用により、大きな波及効果が

	見込まれる。
(4)その他 (公平性・優先性 など)	〔優先性〕 講習会受講義務化の時点で既に教員である全ての者が、19年度までの経過措置期間内に講習会を受講できるようにする必要があるため、優先的に実施する必要がある。
関連事務事業	本事業を実施する他、介護福祉士養成施設のカリキュラムの充実強化や、介護福祉士国家試験の内容改善など、より質の高い介護福祉士の養成・確保に向けた総合的な取組みを実施することとしている。
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課) 社会・援護局福祉基盤課